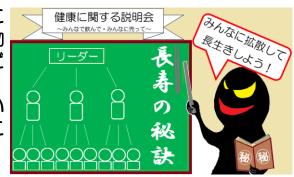
NO.88

2017.3.27

## ◆健康に関する説明会に参加したら会員登録させられた!?

友人に勧められて、健康に関する説明会に 参加した。説明会ではリーダーと名乗る人物 が「核酸は白内障やいろんな病気が治る」など と話をしていた。

友人はリーダーと同じグループに入ってい るようで、私もそのグループに入るようなこ とを言っていたが、よくわからなかった。



説明会の後、リーダーが私の前に座り、核酸ドリンク(1本1万円)の契約書に 記入するよう何度もしつこく言ってきた。断ることができなかったので契約書 に記入したが、印鑑は押していない。

自分では契約したと思っていないが、念のため持ち帰った書類を息子に見せ ると「書類にサインをしているので、クーリング・オフした方がいい」と言われ た。契約したつもりはないが大丈夫だろうか。 (相談者:80歳代 女性)

契約が成立している可能性があるので、念のためクーリング・オフを通知す る書面を出しておくよう助言しました。

## 財布を守る秘訣(国民生活センターより抜粋)

さ 誘い文句にのせられないで

(1) 家の戸、財布にしっかり鍵かけて

不審な人には注意して isi

な お断り上手になりましょう

# まずは、家族や消費生活センターに相談

ŧ もしもの時に備えて、成年後見制度を利用

留守電、一人暮らしもこれで安心

後日、相談者に確認すると、すでに相談者は 事業者へ電話し、まだ契約は成立していないと 回答があったので、記入済みの書面を返却して もらったことを聞いたので、相談は終了しまし た。

悪質事業者は言葉巧みに高齢者の不安を煽り、 親切に信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産 を狙っています。

少しでも不安に思ったら、一人で悩まず、大 阪市消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談専用電話:6614-0999

受付時間:10時~17時(年末年始を除く、毎日)





※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります